

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正関係）の背景について

「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において、平成31年度までを取組期間とし、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を20%削減する取組を進めることとされた。

これを踏まえて厚生労働省において策定した、「行政手続コスト」削減のための基本計画において、①届出様式の統一化（厚生年金保険、健康保険、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続（※）について統一化した届出様式を新たに設ける）、②ワンストップ受付窓口の設置（統一様式については、受付窓口も統一化し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括して受け付ける）を行うこととしている。

※ 新規適用届（適用事業所設置届、労働保険関係成立届）、適用事業所全喪届（適用事業所廃止届）、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届